

おかげさき創業者物価高騰対策支援金交付要綱

制定 令和7年11月17日

(目的)

第1条 市は、昨今の原材料費やエネルギーコストの上昇等、物価高騰の影響を受けている事業者を支援するため、予算の範囲内においておかげさき創業者物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。ただし、主に農林水産業、医療業を営む者を除く。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、次に掲げる要件を備えた中小企業者等とする。

- (1) 令和3年1月1日から令和6年12月31日までに開業した個人事業者又は設立された法人であること。
- (2) 支援金の交付を受けようとする日において、個人にあっては市内に住所を、法人にあっては市内に本店を有し、かつ、市内に主たる事業所を有すること。
- (3) 第5条第1項に規定する提出の日において、金融機関から事業活動に必要な資金に係る融資を受けており、返済中であること。ただし、個人事業者においては、住宅等個人の生活の用に供するものを除く。
- (4) 仕入金額と水道光熱費の合計額が一年間で20万円以上であること。
- (5) 支援金の交付を受けようとする日において、事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思を有すること。
- (6) 市税等の滞納がないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、20万円とする。

(支援金の交付申請及び請求)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、おかげさき創業者物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、令和8年1月30日までに市長に提出しなければならない。ただし、申請は一事業者につき1回限りとする。

- (1) 金融機関が記入する貸付実行通知書
- (2) 融資の返済予定表または残高証明書の写し
- (3) 申請者が個人である場合は、令和6年の確定申告書の青色申告決算書または収支内訳書の写し
- (4) 申請者が法人である場合は、直近の法人税確定申告書の法人事業概況説明書の写し
- (5) 事業の開始時期がわかる書類
 - ア 申請者が個人である場合は開業届の写し
 - イ 申請者が法人である場合は履歴事項全部証明書
- (6) 市税の完納証明書
- (7) 口座確認書類の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項第5号イに規定する書類は、第1項に規定するおかざき創業者物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書の提出の日の前日を起点として3か月以内に発行されたものに限る。
- 3 第1項第6号に規定する書類は、直近の市税の納期限から第1項に規定するおかざき創業者物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書の提出の日までに発行されたものに限る。
- 4 第1項に規定する提出については、郵送によるものとし、その提出日は、市長が定める提出先に到達した日とする。
- 5 市長は、おかざき創業者物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書の受付を、予算の範囲内において先着順に行うものとし、予算の範囲を超えるときは受付を停止する。ただし、予算を超えることとなった日の受付については、郵送による到達の日がその日であるものについて抽選を行い、受付の順番を決定するものとする。

(支援金の交付)

- 第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、支援金の交付決定及び額の確定をし、交付決定兼額の確定通知書（様式第2号）により、その旨を申請者に通知するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付すことができる。
- 2 市長は、支援金の交付を不適當と認めるときは、不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定により支援金の交付決定及び額の確定をしたときは、おかざき創業者物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）による申請者からの請求に基づき支援金を交付する。

(支援金の要件変更に係る届出)

- 第7条 申請者は、令和8年3月31日までに、次の各号のいずれかに該当した場合、変更届出書（様式4号）により、速やかに市長に届け出なければならない。
- (1) 主たる事業所を市外へ移転したとき。
 - (2) 事業を廃止したとき。

(支援金の交付決定の取消しと返還)

- 第8条 市長は、支援金の交付決定及び額の確定を受けた者が、第3条に規定する交付対象者の要件に該当しないこと又は虚偽の申請であることが判明した場合、支援金の交付決定及び額の確定を取り消し、既に交付した支援金の全部の返還を命ずることができる。
- 2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定及び額の確定を取り消したときは、交付決定取消し通知書（様式第5号）により、その旨を当該交付決定者に通知するものとする。

(支援金の返還額の納付)

- 第9条 前条の規定により支援金の返還の請求を受けた者は、市長が定める期日までに、返還額を納付しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年11月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた申請に係る支援金の交付、支援金の交付決定及び額の取消し並びに支援金の返還については、同日以後もなおその効力を有する。